

2024年12月12日

各位

会社名 パス株式会社  
代表者名 代表取締役 高橋 勇造  
(コード番号: 3840 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 星 淳行  
TEL: 03-6823-6664 (代表)

**第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ及び不動産））並びに  
第16回乃至第19回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2024年11月26日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社サスティナ（以下「サスティナ」といいます。）及び株式会社ユニ・ロット（以下「ユニ・ロット」といいます。）を割当先とする新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）並びに EVO FUND 及びサスティナ（以下、サスティナ、ユニ・ロット及び EVO FUND を個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第16回新株予約権、第17回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権（以下、それぞれを「第16回新株予約権」、「第17回新株予約権」、「第18回新株予約権」及び「第19回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、本新株式に係る発行価額の総額及び本新株予約権に係る発行価額の総額の払込手続きが完了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当及び本新株予約権の発行に関する詳細については、2024年11月26日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ及び不動産））、第16回乃至第19回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株式の発行の概要

(1) 払込期日	2024年12月12日
(2) 発行新株式数	7,477,400株
(3) 発行価額	1株につき111円
(4) 調達資金の額	829,991,400円 本新株式の発行による調達資金はございません。本新株式の発行については、金銭以外の財産（デット・エクイティ・スワップ及び不動産）による現物出資の方法によるため、現金による払込みはありません。
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 サスティナ 4,504,500株 ユニ・ロット 2,972,900株

2. 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

(1) 増資前発行済株式総数	62,109,516株	(増資前の資本金の額 1,311,187,777円)
(2) 増資による増加株式数	7,477,400株	(増加する資本金の額 414,995,700円)
(3) 増資後発行済株式総数	69,586,916株	(増資後の資本金の額 1,726,183,477円)

3. 本新株予約権の発行の概要

(1) 割当日	2024年12月12日
(2) 発行新株予約権数	316,126個 第16回新株予約権: 160,000個 第17回新株予約権: 20,000個 第18回新株予約権: 10,000個

	第19回新株予約権：126,126個								
(3) 発行価額	<p>総額 15,563,056円</p> <p>第16回新株予約権：7,360,000円 (第16回新株予約権1個当たり46円)</p> <p>第17回新株予約権：800,000円 (第17回新株予約権1個当たり40円)</p> <p>第18回新株予約権：340,000円 (第18回新株予約権1個当たり34円)</p> <p>第19回新株予約権：7,063,056円 (第19回新株予約権1個当たり56円)</p>								
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：合計31,612,600株(新株予約権1個につき100株)</p> <p>第16回新株予約権：16,000,000株</p> <p>第17回新株予約権：2,000,000株</p> <p>第18回新株予約権：1,000,000株</p> <p>第19回新株予約権：12,612,600株</p>								
(5) 資金調達の種類	3,841,561,656円(注)								
(6) 行使価額	<p>第16回新株予約権：111円(行使総額：1,776,000,000円)</p> <p>第17回新株予約権：200円(行使総額：400,000,000円)</p> <p>第18回新株予約権：250円(行使総額：250,000,000円)</p> <p>第19回新株予約権：111円(行使総額：1,399,998,600円)</p>								
(7) 募集又は割当方法(割当先)	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。</p> <table border="0"> <tr> <td>第16回新株予約権：EVO FUND</td> <td>160,000個</td> </tr> <tr> <td>第17回新株予約権：EVO FUND</td> <td>20,000個</td> </tr> <tr> <td>第18回新株予約権：EVO FUND</td> <td>10,000個</td> </tr> <tr> <td>第19回新株予約権：サスティナ</td> <td>126,126個</td> </tr> </table>	第16回新株予約権：EVO FUND	160,000個	第17回新株予約権：EVO FUND	20,000個	第18回新株予約権：EVO FUND	10,000個	第19回新株予約権：サスティナ	126,126個
第16回新株予約権：EVO FUND	160,000個								
第17回新株予約権：EVO FUND	20,000個								
第18回新株予約権：EVO FUND	10,000個								
第19回新株予約権：サスティナ	126,126個								
(8) 権利行使期間	2024年12月13日(当日を含みます。)から2026年12月12日(当日を含みます。)までとします。								
(9) その他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、EVO FUNDが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する他、本新株予約権の譲渡指示について大要以下の規定を定めた本新株予約権の買取契約を締結しております。</p> <p>※払込期日から1年経過後以降における本新株予約権の譲渡指示 本新株予約権の払込期日から1年間経過した日(以下「譲渡指示基準日」といいます。)において第16回新株予約権の行使数の累計が80,000個以下である場合、当社は、譲渡指示基準日の翌日以降、残存する本新株予約権の一部又は全部につき、EVO FUNDに対し、サスティナ若しくはユニ・ロット又はその双方に、本新株予約権を本新株予約権1個当たり、払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で売却するよう指示(以下「譲渡指示」といいます。)することができ、EVO FUNDは当該譲渡指示の内容に従い本新株予約権を譲渡するものとします。なお、当社とEVO FUNDの協議のうえEVO FUNDが同意した場合、当社は、サスティナ又はユニ・ロット以外の譲渡先への譲渡指示を行うことができるものとします。</p>								

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場

合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使状況により変動する可能性があります。

以上